

小千谷市自主スポーツ団体登録制度

(1) 小千谷市自主スポーツ団体登録制度の意義

当市は、市民の誰もが生涯を通じて健康で活力ある生活を送ることを目指し、体育施設の有効活用と市民の健康・体力づくりの維持・増進を図っています。本制度は、地域におけるスポーツの普及および市の事業への積極的な参加を通じて活動の場を広げていただくとともに、市と活動団体が連携し、市民がスポーツ活動に親しむ機会を広げることを目的として実施します。

(2) 登録による効果・期待

- ① スポーツ団体の育成
現在活動している団体の活動体制が整い、継続的かつ安定した団体運営が期待される。
- ② スポーツグループの結成
複数名で集まってスポーツをすることで、一人でするよりも楽しく継続して行うことができるため、新たなスポーツグループの結成が期待される。
- ③ スポーツの日常化（利用負担の軽減）
多くの会員で使用料を負担することで、個人負担が軽減される。市民が日常生活の中で、習慣的にスポーツ活動を継続できる環境づくりが期待される。
- ④ スポーツ団体間の交流
数多くのスポーツ団体が結成されることにより、各団体の交流が期待される。
- ⑤ 各種スポーツ大会等への参加
市が主催する大会や行事への参加を通じ、活動の成果を発揮する機会を得るとともに、市と団体が連携することで活動の場が広がることが期待される。
- ⑥ スポーツリーダーの養成
各団体のなかにリーダー的に指導する者があらわれることが期待される。

(3) 登録基準（以下の全てを満たすこと）

- ① 構成員が18歳以上であり、かつ10人以上で構成される団体であること。うち、半数以上は市民であること。（当該人数要件を満たしていれば、高校生以下の者を含めることができる。）
- ② 責任者が明確な団体
- ③ 営利を目的とした事業、またはこれに類した行為（※）を行わない団体
※団体代表者等が講師となり、会員の会費・謝金等により、生計の全部または一部を立てていること。
- ④ 活動目的・計画をもって、年間を通じて定期的に活動している団体
- ⑤ スポーツ・レクリエーション活動を行う団体
- ⑥ 広く市民の参加を受け入れる開かれた団体（会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体や、職場・企業のスポーツ団体は不可）
- ⑦ 市の生涯スポーツの普及発展に努める団体（市主催事業への参加・協力、または市民向け教室の開催など）
- ⑧ 定期的に（平均月1回以上）体育施設を使用する団体については、公共施設予約システムの利用者登録を行うこと。

(4) 会議等

施設の適正利用・有効利用を図るため、必要により調整会議を開催し、調整する。

(5) 登録認定の取消しについて

- ① 登録基準に違反登録した場合
- ② その他、小千谷市が取消しの必要ありと認めた場合

(6) 提出書類

- ① 小千谷市自主スポーツ団体登録申請書 (様式 1)
- ② 会員名簿 (様式 2)
- ③ 年間活動計画書 (様式 3)
- ④ 年間活動報告書 (様式 4) ※年度末に提出

(7) 登録有効期間

登録団体として認定した日から、その年度の3月31日までとする。 ※年度途中申請可能